

かかりまし経費の算出 Q&A

Q 1 別添 Q&A の Q7、上限管理事業所における…下回ったとは
上限結果「1」の場合でしょうか？

結果「3」の場合、他事業所分のかかりまし経費を把握し、
計算、上限額を下回った場合、上限事業所が返還するのでしょ
うか？

A 1 下回った場合とは、上限結果「1」及び「3」になります。

結果「3」の場合は、他事業所のかかりまし経費は、他事業所で
算出するよう依頼していただき、他事業所から返還します。

ただし、他事業所のかかりまし経費の額は把握していただき、そ
の次に利用者負担額の多い事業所への算出依頼の有無を判断して下
さい。

(A事業所)1,100 円のかかりましあり+(B事業所)通常利用とかかりましあり+
(C事業所)通常利用の負担額のみの場合…全体として 4600 円に達する場合

(例)	< A 上限額管理事業所 >	< B 事業所 >	< C 事業所 >
当初	4,400 円	200 円	0 円
	↓	↓	↓
算定後 1	3,300 円 返還額 0 円	200 円 返還額 0 円	1,100 円 返還額 0 円
算定後 2	3,300 円 返還額 1,100 円	0 円 200 円返還	0 円 返還なし

(A事業所)1,100 円のかかりましあり+(B・C事業所)かかりましのみの場合

(別例)	< A 上限額管理事業所 >	< B 事業所 >	< C 事業所 >
当初	13,000 円	5,000 円	600 円
	↓	↓	↓
(かかりまし→)	4,000 円	2,000 円	0 円
算定後	9,000 円	3,000 円	5,600 円
	返還額 1,000 円	返還額 0 円	返還額 0 円

相殺

(A事業所)4,000 円のかかりましあり+(B事業所)通常利用とかかりましあり+(C事業所)通常利用 5,600 円

→ (ポイント) 返還する事業所をなるべく少なくするため、返還額は、負担額の少ない事業所から優先的に、かかりまし控除によって発生する通常利用の負担額を充当していきます。

Q 2 上限管理をしており、上限結果「2」の場合でも上限管理事業所が、他事業所分のかかりまし経費を把握し、上限管理事業所で返還するのでしょうか？

A 2 返還（還付）額が発生する場合は、それぞれの事業所で計上して、それぞれの事業所から返還（還付）します。

考え方は、上記①と同様です。

Q 3 上記①②の場合、所要額調書への記載はどうすれば良いですか？「保護者へ還付する額」の計算式を削除するのでしょうか？

A 3 所要額調書の「保護者へ還付する額」は自事業所に関わる金額のみ記載して下さい。他事業所から返還する額は計上しません。